

監監第623号  
令和7年10月22日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年9月29日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「令和6年9月30日に横浜市会基地対策特別委員会の委員らが」「市内視察」をした「行程のなかで、横浜市役所から大さん橋、大さん橋から横浜市役所までは、バスを借上げている」ことについて、「バスを借上げることは、市の財務会計上、不当な支出である」と述べています。

さらに、請求人は、「令和6年9月11日に文書番号：議議第715号で発注伺が起案され」ていることについて記載し、「本件以外にも、この区間にバスを借上げる行為が横行しており、直ちに中止するべきである」と述べていることから、公金の支出のみではなく、契約の締結についても摘要しているものと解されます。

また、請求人は、「横浜市旅費条例第2条」及び「第9条」から、「車賃を支給する根拠はない」と述べています。

しかし、横浜市職員措置請求書に、「発注伺が起案され」ていること及び仕様書（資料一4）の提示があることから、請求人が主張するバスの借上げ及び支出は、契約に基づき行われたものと解されます。

（裏面あり）

請求人がバスの借上げに係る支出について不当とする主張は、「旅費」の支給に関する条例を根拠としており、バスの借上げ契約に基づく支出に関連するものではありません。

なお、請求人は、「横浜市役所と大さん橋間は、せいぜい 1.4km であり、その移動に高額なバスを借上げることは、市の財務会計上、不当」とも主張していますが、行政視察における有効性や効率性は、用務の性質に応じた時間的コスト、経路、方法等を含めて総合的に判断すべきものであり、経済的合理性のみで不当と考えることはできません。

したがって、本件請求において、本件支出及び契約が違法又は不当である理由を具体的に掲示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。